



秋田県における計画行政の具体的支障例等について

令和5年1月13日
秋田県

庁内の多くの部署で計画策定に関する過大な事務負担等の支障がある。特に、令和5年度は、健康福祉部における計画策定等が17本に及び予定となっており、各計画の策定に向けた審議会の開催やパブリックコメントの実施等が膨大な回数(想定150回以上)となるため、コロナ禍で業務が逼迫する中、年間を通して事務負担が非常に大きくなる見込みであり危機感を持っている。

1 計画の乱立による事務負担

主な支障事例

趣旨や目的が重複する計画、上位計画で代替可能な計画

内容や審議会等の構成員が重複するが、それぞれ審議会やパブリックコメント等の実施が必要であり事務負担が過大

→ 統廃合
他の計画との一体化

事業申請にかかる計画と事業提案書の内容が重複するもの

事業申請に当たり、計画策定と事業提案書の作成が要件となっており、内容が重複しているものは負担が大きい

→ いずれか一方のみでの対応を可能に

計画等の記載様式が複雑であるもの

同様の内容について別様式での記載を求めるなど、様式等により事務手続が煩雑になっている

→ 簡素化
地方公共団体による独自策定を可能に

<R5健康福祉部の計画等の策定(予定)>

名称	審議会等	回数
第4期医療費適正化計画	保険者協議会	2
地域福祉支援計画	社会福祉審議会ほか1	5
第9期介護保険事業支援計画	高齢者対策協議会	4
第10期老人福祉計画		
国民健康保険運営方針	国保市町村連絡会議WG会議ほか2	9
障害者計画	障害者施策推進審議会	2
第7期障害福祉計画		
第3期障害児福祉計画	障がい者総合支援協議会ほか1	5
ギャンブル等依存症対策推進計画	ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会	4
健康秋田21計画	健康づくり審議会ほか1	5
第2期歯と口腔の健康づくりに関する基本計画	健康づくり審議会歯科保健分科会	4
第4期がん対策推進計画	健康づくり審議会がん対策分科会	4
県立病院機構中期目標・中期計画	地方独立行政法人評価委員会ほか1	8
循環器病対策推進計画	循環器病対策推進協議会ほか3	13
外来医療計画	医療審議会ほか2	15
医療保健福祉計画	医療審議会ほか15	72
医師確保対策計画	地域医療対策協議会ほか1	7

※上記は現時点での想定で今後調整予定。回数は審議会等とパブリックコメントの実施回数の計。

2 計画の内容・手続が全国一律であることによる事務負担

主な支障事例

地域の実情によらず全国一律の計画期間等が定められている

地域ごとに実情が異なる事柄について、一律の計画期間が定められるなど事務負担が過大となっている

→ 地域の実情に応じて、地方公共団体の判断に委ねることを原則に

事務負担軽減策

漁場計画(海区・内水面)の例

【概要】

- ・ 定置漁業権及び区画漁業権については5年ごと、共同漁業権については10年ごとに漁場計画を策定し、漁協等に対し漁業権を免許している。
- ・ 策定には詳細な漁場利用実態を把握しなければならない上、R2.12月施行の改正漁業法で、すべての漁場計画を5年ごとに策定することとなったため、事務量が多大となり負担が増加している。

【支障事例】

- ・ 本県の漁獲量は約6千tと少なく、水産行政職員も17名と国内最少の中、特に27の内水面漁場の共同漁業権にかかる漁場計画の策定について、全国一律5年ごとの計画期間の設定が負担となっている。

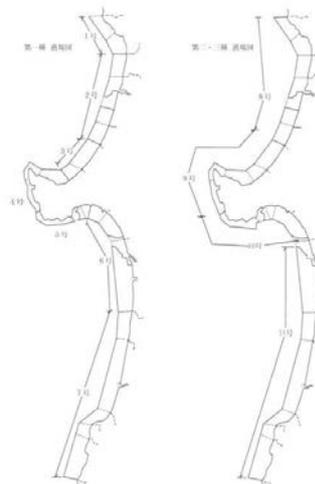
	漁獲量(千t)			順位		水産行政職員(人)		順位
	海区	内水面	計					
北海道	895	7	902	1	北海道	472	1	
茨城県	302	3	305	2	長崎県	177	2	
長崎県	228	-	228	3	千葉県	127	3	
秋田県	6	0.2	6.2	37	秋田県	17	39	

※R2漁業・養殖業生産統計

※H30地方公共団体定員管理調査(海のない8県を除く)

(参考)共同漁業権漁場図

海面



内水面



令和5年1月13日（金） 計画策定等に関するワーキンググループ 長野県 資料

長野県企画振興部総合政策課



本県の小規模自治体の状況

本県の状況

○市町村数：77（全国第2位）
 内訳：19市、23町、35村（村の数は全国第1位）

○行政職員数が30名以下の「村」が6団体
 （「村」平均職員数：約52名）

ポイント

- ・本県の村の場合、少ない部署数・職員数で業務に従事。職員1名で複数の省庁業務を担当
- ・職員は村単独事業や住民対応など村のプロパー業務だけでなく、各省庁からの照会も対応し非常に多忙
- ・各制度を深掘できる機会が少なく「広く浅く」業務に従事
- ・一つの課で所管する計画が多く、実務を担う職員（主事～係長級）の他、課長級職員が対応する事例あり

<参考>

【階級ごとの職員数及び部署数】

区分（人口）	A村	B村	C村
主事～係長級	9名	12名	22名
課長補佐級以上	6名	4名	4名
合計	15名	16名	26名
部署数（※）	4	4	4
総人口	約400人	約500人	約700人

※各部署の担当省庁（例）

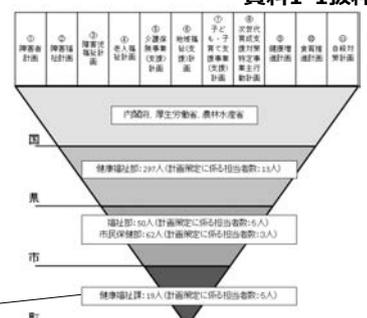
総務課：総務省、内閣府、消防庁、内閣官房
 住民課：総務省、法務省、厚生労働省、内閣府、環境省
 産業課：国土交通省、観光庁、農林水産省、経済産業省
 教育委員会：文部科学省

【A村民課（約4名）で所管する計画等】

- ・介護保険事業計画
- ・高齢者福祉計画
- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・男女共同参画推進計画
- ・障害福祉計画
- ・保健福祉施設整備計画
- ・水道事業ビジョン
- ・下水道関連個別施設計画 等

【第48回地方分権改革有識者会議

資料1-1抜粋】



「村」の計画策定に係る担当者
 者は1名程度

小規模自治体の実態

慢性的なリソース不足により、計画策定業務に十分な時間を割くことができない

計画に係る現状	課題
○国が策定した「ひな形」「先行自治体」をほぼ踏襲している事例が存在	○「財源の確保」「未策定自治体の公表を避ける」等を理由に策定 →本来の計画策定の趣旨と自治体の策定理由が乖離
○自治体の規模に関係なく、全国一律で策定が求められている計画が存在	○200万人の大都市と500人の村が同じスキーム →対象者が少数等、計画策定の意義が感じにくい
○(2022骨太方針等)「策定済みの計画等との統合」等、国において、負担軽減の方針が示された	○国が類似計画の「統合」を認めても、通常業務と並行し作業を行うことになるため負担感がある →既存計画が減らない

改善に向けて

- 既存計画の廃止も含め、原則新たな計画策定を求めないこと
 - ・計画の策定を義務付ける場合は「真に必要なもの」に限り、策定の趣旨・目的を丁寧に説明すること
 - ・事実上形式的になっている計画は「廃止」することができる旨を国が積極的に通知すること
 - ・既存計画も含め、努力（任意）計画の策定のインセンティブ（ペナルティ）を設けないこと
- 特に小規模自治体については策定を求めない特例を創設すること

計画策定等に関するワーキンググループ 鳥取県 説明資料

令和5年1月13日

1

鳥取県からの主な提案と国の対応状況

提案年	提案内容	国の対応	備考
R3	地籍調査事業計画の変更手続きの廃止	実現	
R3	脱炭素社会実現に係る各種計画の統廃合	一部実現	法令上の計画規定の統廃合は見送られたが、他の関連する計画の一部として組み込むことが可能である旨が明確化された。
R3	農村地域産業等導入基本計画の抜本的な見直し	一部実現	当該計画の廃止は困難とされたが、事務負担を軽減するため記載事項の見直しが行われた。
R4	過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画の一体化	実現	
R4	地域公共交通利便増進実施計画に係る軽微な変更に係る手続きの簡素化	実現	
R4	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止	一部実現	当該計画は努力義務のため廃止困難とされたが、計画を策定しない場合でも都道府県の実情に応じた安全確保施策が実施されていれば法律に則った対応がなされているものとみなすこととされた。
R4	総合保養地域整備基本構想に係る主務大臣協議の廃止	引き続き検討	主務大臣への協議を廃止し届出とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る見込み。
R4	地震防災緊急事業五箇年計画について他計画での代替を可能とすること	実現	

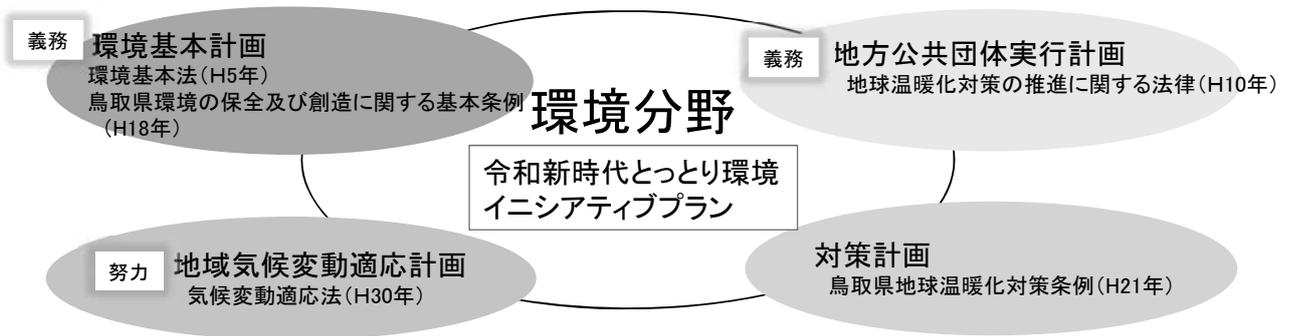
2

事例① 脱炭素社会実現に係る各種計画の統廃合

- 脱炭素社会実現分野では、複数の法令に基づき、関連する多くの計画策定事務が個別に存在。
- 鳥取県では各種計画を「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」として一体的に策定。



令和3年の提案の結果、脱炭素社会実現に係る各種計画について、他の関連する計画の一部として組み込むことが可能である旨が明確化。(本県の取組の横展開)



3

脱炭素社会実現に係る計画の一体的策定による効果

- 「温暖化効果ガスの排出抑制」や「被害の防止・軽減」といった個別の課題ごとではなく、関係する複合的な課題を総合的・一体的に議論することで、より整合性のある実効的な計画の策定が可能。
- 関係する諸課題・施策を一覧化することで県民にとっての視認性が向上し、効果的な施策の周知が可能。
- 策定手続の一本化等により、人的・財政的負担の軽減/施策や体制等の充実への更なる注力を図ることが可能。

個別策定時のイメージ

	環境基本計画	地域気候変動適応計画	地方公共団体実行計画	<p><ポイント> 計画自体は努力義務であったり、手続は地方公共団体の裁量に委ねられていても、地域内コンセンサスを取るため相当の手続コストが発生。</p>
目的・内容	地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進すること。	気候変動影響による被害の防止・軽減等を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築すること。	地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を図る。	
検討体制	A有識者会議	B有識者会議	C有識者会議	
策定手続	県環境審議会への諮問 →資料作成 →庁内 審議会/有識者会議 開催 →計画作成 →庁内 審議会/有識者会議 開催 →パブリックコメント→審議会答申	県環境審議会への諮問 →資料作成 →庁内 審議会/有識者会議 開催 →計画作成 →庁内 審議会/有識者会議 開催 →パブリックコメント→審議会答申	県環境審議会への諮問 →資料作成 →庁内 審議会/有識者会議 開催 →計画作成 →庁内 審議会/有識者会議 開催 →パブリックコメント →審議会答申	

本県の取組

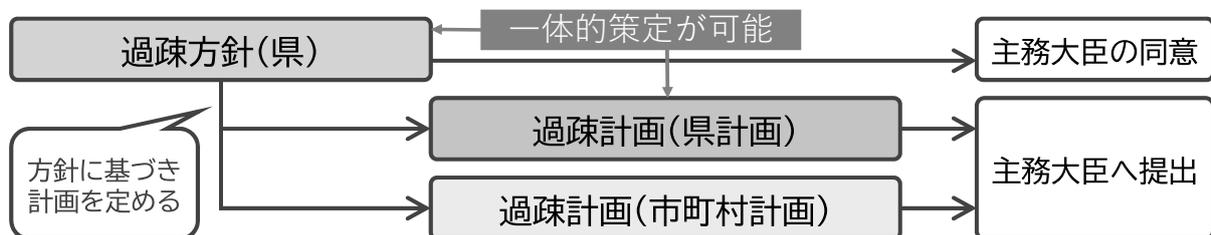
令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン

目的・内容	環境保全及び創造に関する目標、施策の方向、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める基本計画
検討体制	とっとり環境イニシアティブ県民会議(経済・教育・消費者団体や脱炭素技術・生物多様性に関する有識者等で構成)
策定手続	鳥取環境審議会への諮問 →計画原案作成 →鳥取県環境審議会(企画政策部会)開催/とっとり環境イニシアティブ県民会議 開催 →計画作成 →鳥取県環境審議会(企画政策部会)開催/とっとり環境イニシアティブ県民会議 開催 →パブリックコメント →審議会答申

事例② 過疎方針・過疎計画策定の一本化

- 過疎法上の「過疎地域持続的発展方針」(過疎方針)と「過疎地域持続的発展都道府県計画」(過疎計画)は別個の計画として規定されているものの、記載すべき内容が一部重複。
- そのため、策定及び改定時の業務負担が過重となっており、住民にとっても、類似、関連する内容をそれぞれ別に閲覧し理解する必要。

令和4年の提案の結果、令和8年度以降の次期方針及び計画の策定に向けた都道府県の事務負担を軽減するため、方針及び計画の策定を一体のものとして策定する場合の留意事項について、令和7年度を目途に通知されることとなった。



5

見直しにより見込まれる効果及び更なる検討課題

過疎方針と過疎計画(県計画)の一体化により見込まれる効果

- 過疎方針及び過疎計画(県計画)の策定及び改定に要する事務負担の軽減
 - 関連部局等への照会回数の削減(半減見込み: 6回程度→3回程度)
 - 取りまとめに要する期間の短縮(半減見込み: トータルで6ヵ月程度→3ヵ月程度に短縮)
- 一本化に伴う視認性向上による、過疎対策に向けた県の取組に対する住民理解の促進

今後の更なる検討課題

一本化のメリットを十分に享受できる運用の確立

- 過疎方針と都道府県計画を一本化して策定する場合の留意事項については、事務軽減等のメリットを策定自治体が十分に享受できる取扱いとなるよう配慮すること。

※一本化したとしても、国への事前協議や主務大臣の同意を得る工程、主務大臣への提出等がかえって煩雑にならないよう、国(や主務大臣)に対するアクションも半減を目指していただきたい。

自治体の作業期間の確保

- 令和3年の新法施行の際、法の施行から過疎対策事業債の協議等までの約半年間に県の過疎方針策定→市町村計画策定の作業を進める必要があり、結果として市町村の計画策定作業が短期間に集中。

こうした実情を踏まえ、今後の法改正等の際には、自治体が十分な作業期間を確保できるような配慮を行う必要。